

## 占冠村むらびと条例（素案）

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条－第2条）

第2章 むらづくりの基本原則（第3条）

第3章 情報の共有（第4条－第6条）

第4章 ~~参画参加~~と協働（第7条－第12条）

第5章 村民（第13条－第14条）

第6章 村議会（第15条－第22条）

第7章 村（第23条－第27条）

第8章 村政運営の原則（第28条－第33条）

第9章 むらづくりの基本方針（第34条－第39条）

第10章 最高規範性等（第40条－第41条）

#### 附則

私たちのむら占冠村は、～

私たちは占冠村民憲章の精神のもと、樹海と清流に恵まれた自然の中に、先人の遺業を受け継ぎ、輝かしい未来をみつめながら、住みよい郷土占冠をつくるために、ここに占冠村むらづくり基本条例を制定します。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、占冠村のむらづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、むらづくりにおけるわたしたち村民の権利と責任を明らかにし、豊かな地域社会の実現を図ることを目的とします。

#### （ことばの意味）

第2条 この条例において、使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- （1）村民 占冠村に住み、又は村内で働き、学び、若しくは活動する人をいいます。
- （2）村 村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- （3）~~参画参加~~ 村民がむらづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。
- （4）協働 村民、村議会及び村が、自主性を尊重し対等な立場で協力し、考え、行動することをいいます。
- （5）コミュニティ 行政区、町内会、共通の目的を掲げて活動しているボランティア団体、NPOなどの多様な組織をいいます。

## 第2章 むらづくりの基本原則

### (基本原則)

第3条 むらづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 村民、村議会及び村が、むらづくりに関する情報を共有します。
- (2) 村民一人ひとりが考え行動し、むらづくりに参画参加する機会が保障されます。
- (3) 村民、村議会及び村が、それぞれの役割と責務を認識し、協働してむらづくりを行います。
- (4) 議会及び村は、村政に対する村民の信頼を確保するため、説明責任を果たすとともに、公正な村政運営を行います。

## 第3章 情報の共有

### (村民の知る権利)

第4条 村民は、むらづくりに参画参加するために必要な村の情報について、その提供を受け、又は自ら取得する権利を有します。

### (情報の提供)

第5条 村は、村の保有する情報が村民の共有財産であることを認識するとともに、村政に関する正確で分かりやすい情報を村民が迅速かつ容易に得られるよう、情報の公開を推進します。

- 2 村政に関する情報の公開について必要な事項は、別に条例（情報公開条例）で定めま

### (個人情報の保護)

第6条 村は、保有する個人情報に関して厳重な管理を行い、村民の権利や利益が侵害されることのないよう、村が持つ個人情報を保護します。

- 2 個人情報の保護について必要な事項は、別に条例（個人情報保護条例）で定めま

## 第4章 参画参加と協働

### (村民の参画参加)

第7条 村民は、むらづくりの主役として村政運営に参画参加する権利があります。

- 2 村は、むらづくりの重要な計画の策定、実施及び評価のそれぞれの過程において、村民の参画参加を推進します。

### (満20歳未満の村民の参画参加)

第8条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいむらづくりに参画参加する権利があります。

### (村民参画参加の推進)

第9条 村は、村民のむらづくりへの参画参加推進の拡充に努めます。

(協働の推進)

第 10 条 村民、議会及び村は、それぞれの役割と責務の下に、協働のむらづくりを推進します。

- 2 村は、協働のむらづくりを推進するため、自主的及び主体的に取り組むむらづくりの担い手に対して、必要な支援を行います。

(コミュニティ活動の推進)

第 11 条 村民は、お互いに助け合い安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、主体的な取組に努めます。

- 2 村民と村は、コミュニティの役割と責務を認識し、コミュニティを守り育てます。
- 3 村は、むらづくりの担い手であるコミュニティの自主性と主体性を尊重しながら、必要な支援を行います。

(住民投票)

第 12 条 村は、村政の重要な事項について、直接村民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

- 2 住民投票を行う場合は、事案ごとに必要な事項を規定した条例を定めます。

## 第 5 章 村民

(村民の権利)

第 13 条 村民は、村政の主権者として、むらづくりに~~参画~~参加する権利を有します。

- 2 村民は、相互に基本的人権が尊重され、安全で安心な生活を営む権利を有します。
- 3 村民は、村政情報に関し知る権利を有するとともに、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を有します。

(村民の責務)

第 14 条 村民は、一人ひとりの自由な意思に基づいて、積極的にむらづくりに~~参画~~参加するよう努めます。

- 2 村民は、お互いを尊重し、支え合いながら協働してむらづくりを進めるように努めます。

## 第 6 章 村議会

(議会の役割)

第 15 条 村議会は、村民の代表から構成される、村の意思決定を行います。

- 2 議会は議決機関として、村の政策の意思決定及び行政活動の監視並びに条例を制定する権限があります。

(議会の責務)

第 16 条 議会は、むらづくりの課題について調査研究を進め、将来に向けたむらづくりの展望を持って活動するように努めます。

- 2 議会は、広く村民から意見を求めるように努めます。
- 3 議会は、村民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責任を有します。  
(議会の組織)

第 17 条 議会の組織及び議員定数は、むらづくりにおける議会の役割を十分に考慮して定めます。  
(議会の会議)

- 第 18 条 議会の本会議は、討議を基本とします。
- 2 議長は、説明のため本会議に出席させた者に議員への質問及び意見を述べさせることができます。  
(会議の公開)

第 19 条 議会の会議は原則公開とし、開かれた村議会の運営に努めます。  
(議会の会期外活動)

- 第 20 条 議会は、閉会中においても、村政への村民の意思の反映を図るため、むらづくりに関する調査等に努めます。
- 2 その活動は、議会の自主性及び自立性に基づいて行います。  
(委員会の設置)

- 第 21 条 議会は、本会議のほか、むらづくりに関する政策を議論するため、委員会を設置することができます。
- 2 会議は議長が招集し、議事運営にあたるものとします。  
(議員の役割と責務)

第 22 条 議員は、村民から選ばれた者として自ら研さんに努めます。

## 第 7 章 村

### (村長の責務)

- 第 23 条 村長は、村政の代表者として、公正かつ誠実に職務を執行し、むらづくりを推進するように努めます。
- 2 村長は、村民自らがむらづくりについて考え、行動することができるよう、行政情報を積極的に提供し、村民の意向の把握に努め、村民と情報を共有するように努めます。
  - 3 村長は、職員を適切に指揮監督し、効率的な行政運営に努めます。
  - 4 村長は、多様化する村民の意向に対応した行政運営を行うため、職員の能力向上に努めます。

### (執行機関の責務)

第 24 条 村の各執行機関は、法令等に基づく事務について、自らの判断と責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、村長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮するように努めます。  
(職員の責務)

第 25 条 職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に職務の執行に努めます。

2 職員は、むらづくりに関する情報収集に努めながら、必要な能力の開発と自己啓発に努めます。

3 職員は、自らも村民の一員としての自覚を持ち、積極的に地域活動に参画するように努めます。

(行政組織)

第 26 条 村の行政組織は、村民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化及び村民のニーズに的確に対応するよう編成します。

(審議会等)

第 27 条 村は、審議会、審査会、調査会その他の附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」といいます。）の委員には、公募の委員を加えるように努めます。ただし、公募による委員の選出が適当でないと認められる場合については、これを加えないことができます。

2 審議会等の構成員については、委員の年齢、性別、職種、他の審議会等との重複等を考慮し、幅広い人材を登用するように努めます。

3 審議会等の会議は、原則として公開します。

## 第 8 章 村政運営の原則

(村政の運営)

第 28 条 村は、情報共有、村民参画参加及び協働のむらづくりを基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行います。

2 村は、事業の実施に当たり、最少の経費で最大の効果を上げるように努め、計画、実施、評価及び改善の P D C A サイクルを踏まえた村政運営を行います。

(説明責任)

第 29 条 村は、政策の計画、実施の過程において、その内容や効果等を村民等に分かりやすく説明する責任があります。

2 村は、村民からの意見、要望、提案等に対しては、速やかに事実関係を調査し、誠実に応答します。

(総合計画)

第 30 条 村は、総合的かつ計画的な村政運営を行うため、総合計画を策定します。

2 村は、総合計画を最上位の計画と位置付け、村が行う政策は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。

3 村は、社会の変化に柔軟に対応するため、向こう 5 ヶ年の実施計画を毎年度見直すとともに、事業の進行を管理し、その状況を公表します。

(法務体制)

第 31 条 村は、地域の特性を生かした政策を実行するため、自らの判断と責任において必要な条例等の制定に努めます。

2 村は、前項の目的のため、職員の法務に関する能力の向上に努めるとともに、職員の自主的な研修等を保障します。

(財政運営)

第 32 条 村は、総合計画を踏まえた占冠村一般会計財政推計を策定するとともに、計画的で健全な財政運営に努めます。

2 村は、毎年度の予算及び決算その他村の財政状況に関する情報を村民に分かりやすく公表します。

(行政手続)

第 33 条 村は、村民の権利利益の保護を図るため、別に条例(行政手続条例)で定めます。

## 第 9 章 むらづくりの基本方針

(安全で安心なむらづくり)

第 34 条 村は、村民の生命、財産及び暮らしの安全確保及び向上に努めるとともに、緊急時には、総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めます。

2 村は、災害等が発生したときは、村民、関係機関などとの協力、連携及び相互支援のもと、速やかに村民の安全・安心の確保に努めます。

(人と自然との共生のむらづくり)

第 35 条 村民と村は、豊かな自然と大地の恵みを将来に向けて子孫に引き継ぐため、人と自然との共生のむらづくりを進めます。

2 村民と村は、環境にやさしい新エネルギーの活用と省エネルギーの推進に努めます。

3 村民と村は、循環型社会のむらづくりを進めます。

(子育てと人づくりの推進)

第 36 条 村は、誰もが安心して子どもを産み、子育てができる環境づくりに努めます。

2 村、保育所、学校、地域及び家庭は、子どもの安全確保と保育、教育の充実に努めるとともに、子どもたちの健やかな成長を支えるため、地域全体で子育てを推進します。

3 村は、自ら学び、考え、行動するたくましい子どもたちを育成するとともに、郷土に誇りを持ち、自然環境を生かした地域づくりに取り組む人材の育成など、占冠村を支える人づくりを積極的に推進します。

(地域情報化の推進)

第 37 条 村は、情報通信技術を活用して、地域の知恵と工夫を活かしつつ、地域の総合的で高度な情報化を推進します。

(国際交流)

第 38 条 村は、次代を担う青少年が国際交流を通じて国際感覚を養い、国際的に活躍できる人材の育成を目的として姉妹都市交流を推進します。

(平和体験学習)

第 39 条 村は、平和の尊さについて学ぶことを目的として平和体験学習を推進します。

#### 第 10 章 最高規範性等

(最高規範性)

第 40 条 この条例は、むらづくりの基本的事項について占冠村が定める最高規範であり、村民及び村は、この条例の趣旨を最大限尊重します。

2 村は、他の条例等の制定及び改廃又はむらづくりに関する計画の策定や変更を行うときは、この条例の趣旨を踏まえて整合性を図ります。

(条例の見直し)

第 41 条 村は、5 年を超えない期間ごとに、この条例が占冠村にふさわしいものであり続けているかどうかを、村民を含めて検討します。

2 村は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例の改正等必要な措置を行います。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。